

広島県告示第十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法  
第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意が  
あったものと認めた。

平成二十年十二月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 区 域             | 区 分   |
|-----------------|---|
| 江田島市加入区(江田島市区域) | 鹿川漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として二そうさより船びき網を使用して営む漁業 |